

令和2年度予算が成立、効率的かつ効果的な執行で早期効果発現を

令和2年度予算が3月27日に成立しました。

農林水産業に関しては「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく「農林水産物・食品の輸出力強化」、「スマート農業の実現」、「国土強靱化」、「水田の高度利用対策」など、各種施策の着実な実行に必要な予算が措置されております。**土地改良予算**は、先に成立した令和元年度補正予算と合わせて、**令和2年度に執行可能な予算として6,515億円(本年度比64億円増)**が措置されております。**林業、水産業関係の予算も必要な額が確保**されております。いずれの予算も国民生活には不可欠な予算です。効率的かつ効果的な執行で、事業の早期効果発現に向けてしっかりと取り組む必要があります。

新たな食料・農業・農村基本計画の策定

・政府は3月31日、**新たな食料・農業・農村基本計画**を閣議決定しました。

・基本計画においては、特に**食料自給率**について、**供給熱量**ベースで平成30年度の37%から**令和12年度に45%に引き上げる目標**を設定しています。自給率向上に向け、消費者と食と農とのつながりの進化、食品産業との連携、国内外の需要の変化に対応した生産・供給、国内農業の生産基盤の強化などに国民全体で総力を挙げて取り組む必要があります。

・**農林水産物・食品の輸出額**については、**令和12年までに5兆円**とすることが目標に掲げられました。意欲的な目標ですが、人口の減少・高齢化の進展に伴い国内市場の縮小が見込まれる反面、世界全体は人口増加に伴い市場の拡大が

確実であり、我が国の農業の振興を図るためには、この世界市場を積極的に取り込んでいく必要があります。そのため、輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築、プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進などの取組みを戦略的に推進することとしています。

・**農村政策**については、**過去の基本計画に比較して格段に力強い位置付け**になってはいますが、切迫している農村地域の振興に向けて**実効性のある政策**を、これまでの手法の踏襲でなく思い切った施策の実施や大胆な仕組みの導入などを果敢に実行し、まさに不退転の覚悟で臨まなくてはなりません。

この計画の実現に向け、①農林水産物・食品の輸出促進、②力強い持続可能な農業の実現、③農村政策の推進、④農業・農村への理解の醸成など、計画に即した各種施策が着実に推進されるよう、必要かつ十分な予算の確保が不可欠です。



農業基本政策
検討委員会での発言

現場の実態や声を大事にしながら取り組みます

今後もあらゆる機会をとらえ、全国各地の現場の声を背景に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創るため、あくまでも現場主義、地域主義を基本として、国政の中で積極的に活動して参ります。

参議院議員 **進藤金子**



毎日元気に活動しています。

各種会議・集会等に参加し、積極的に活動を実施しています。



党本部で新年仕事始め総理と



参議院総務委員会での答弁



自民党国会対策委員会では法案説明



ため池PTで新法を検討



土地改良関係者に国政報告



事務所では事業推進の検討会

各地で皆さんと意見交換

全国各地での現場視察を通じて、多くの皆さんの声や現場の状況をお聞かせ頂いております。



森林伐採現場を視察



スマート農業の先進工場を視察



福岡県の若手農業者と意見交換



山形県の農業関係者と意見交換



熊本県の土地改良関係者の皆さん



鹿児島県の農業関係者と車座で座談会

皆様からたくさんの質問や激励をいただいております。代表的なキャッチボールをご紹介します。



令和2年度新規事業として創設された中山間地域農業農村総合整備事業の背景やポイントを教えてください。(全国)



従来の交付金事業から内容を充実した補助事業として再スタートしたことが大きなポイントです。この事業は、昨年12月に決定された「農業生産基盤強化プログラム」に「中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に推進する」とされたことを受けて創設され、中山間地域の整備を総合的に進めることが可能となりました。今後は、国が責任を持って必要な予算を確保し、各地区に配分することが可能になります。中山間地域はわが国農業にとって重要な地域です。引き続き、中山間地域の振興に向けて全力で取り組んでまいります。



国有林の樹木採取権制度の実施が始まりますが、具体的にどこで実施するのか気になります。場所や規模について基準はあるのでしょうか。(北海道・東北)



樹木採取区の場合は、国有林野の管理経営に関する法律において、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する国有林野の区域であることとされています。事業者を設定される樹木採取権の存続期間が10年間、樹木採取区の面積が200～300ha程度を基本とし、今後、令和2年度から令和4年度にかけて、この樹木採取区を全国で10か所程度パイロット的に指定される見込みです。詳細な基準については、「樹木採取権制度ガイドライン」において示されています。



新型コロナウイルス感染症問題で様々な影響が発生しています。水産関係でも様々な影響が出ていますが、国の受け止めはどうですか。(全国)



水産関係では、特に外食産業で使われるマグロ、エビ等の高級魚の需要が減少したり、市場で大幅な単価の下落などが起こっています。また、ホタテ、マダイ等の輸出の大幅減や、外国人技能実習生の入国規制による人手不足、稚魚の輸入停滞による養殖への影響、加工場でのマスク不足など、さまざまな方面に影響が生じています。これに対し、漁業収入安定対策の拡充強化や水産物の保管への支援、漁業者・流通加工業者等に対する無利子運転等の金融支援をはじめとする要望が行われており、これらの実現に向けて努力して参ります。

皆様のご意見や感想をお聞かせください。お待ちしております。

討議資料

参議院議員 進藤金日子事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室

電話：03-6550-0719 FAX：03-6551-0719

毎日の活動については、進藤金日子オフィシャルサイトをご覧ください。

<https://www.shindo-kanehiko.com>